

平成 17 年 37

東京学芸大学学教育学部運営規程の一部を改正する規程

改正理由

指導教員制度を規程に位置付けるため、及びその他字句の整理等所要の改正を行うものである。

承認経過

平成 17 年 10 月 5 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学教育学部運営規程を次のように制定する。

平成17年10月6日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成17年規程第32号

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由:指導教員制度を規程に位置付けるため、及びその他字句の整理等所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(課程代表等)</p> <p><u>第8条 学則第22条に規定する課程(次項において「課程」という。)に、課程代表を置くことができる。</u></p> <p><u>2 課程に課程会議を置くことができる。</u></p> <p><u>3 課程会議は、課程代表が召集し、議長となる。</u></p> <p>(教育組織)</p> <p><u>第9条 教育組織は、教室を基本単位とする。</u></p> <p><u>2 教室に教室主任を置く。</u></p> <p>[省略]</p> <p>第12条 教室構成員は、原則として固定する。ただし、特別の事由により、教室</p>	<p>[省略]</p> <p>(研究組織)</p> <p>第6条 研究組織は、講座に所属する教員により構成する。</p> <p>2 講座・分野に主任を置く。</p> <p>第7条 講座・分野にそれぞれ講座・分野会議を置く。</p> <p>2 講座・分野会議は、そのいずれかを毎月定期にその主任が召集し、議長となる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、各主任は必要に応じて臨時にそれぞれの会議を招集することができる。</p> <p>(教育組織)</p> <p><u>第8条 教育組織は教室を基本単位とする。</u></p> <p><u>2 教室に教室主任を置く。</u></p> <p>(課程代表等)</p> <p><u>第9条 学則第22条に規定する課程(次項において「課程」という。)に、課程代表を置くことができる。</u></p> <p><u>2 課程に課程会議を置くことができる。</u></p> <p><u>3 課程会議は、課程代表が召集し、議長となる。</u></p> <p>第10条 教室は、別表第3に示す当該教室を構成する分野(以下「構成分野」という。)所属の教員により組織する。</p> <p>2 分野に所属する教員は、教育系又は教養系のいずれか1つの教室の構成員(以下「教室構成員」という。)となる。</p> <p>第11条 施設・センターは、構成分野となることができる。</p> <p>2 施設・センターが構成分野となる場合、当該教室及び構成分野等は、教室運営及び人事に関して、当該施設・センターの業務に支障をきたさないように配慮する。</p> <p>第12条 教室構成員は原則として固定する。ただし、特別の事由により、教室構</p>

構成員に変更の必要が生じた場合は、当該教室及び構成分野等の議を経た後、教育研究評議会の承認を得て変更することができる。

〔省略〕

（教室の役割）

第15条 教室は、学生の教育研究指導及び生活指導（以下「指導」という。）を担当する。

第16条 教室は、当該教室が指導を担当する学生に係る課程修了の認定に関する原案の作成を行う。

〔省略〕

（指導教員）

第20条 教室は、当該教室が指導を担当する学生に対して、教室構成員を指導教員として割り当てる。

2 指導教員の役割等については、別に定める。

（卒業研究の指導及び審査）

第21条 卒業研究の指導及び審査は、当該教室構成員が担当する。

2 前項の規定にかかわらず、構成分野及び別表第4の関連分野名の右欄に記載された関連分野に所属する教員は、卒業研究の指導及び審査を担当することができる。

3 教室は、必要に応じて、前2項に規定する教員以外の教員に、卒業研究の指導を依頼することができる。ただし、卒業研究の審査は、卒業研究の指導を依頼された教員の意見を踏まえ、当該教室構成員が行う。

（その他）

第22条 学系及び群の運営についての細則は、別に定める。

構成員に変更の必要が生じた場合は、当該教室及び構成分野等の議を経た後、教育研究評議会の承認を得て変更することができる。

第13条 構成分野以外で、当該教室と密接な関係がある分野及び施設・センター（以下「関連分野」という。）は、別表第4のとおりとする。

（教室会議）

第14条 教室に教室会議を置く。

2 教室会議は、毎月定期的に教室主任が招集し、議長となる。

3 前項の規定にかかわらず、教室主任は必要に応じて臨時に教室会議を招集することができる。

（教室の役割）

第15条 教室は、学生の教育研究指導及び生活指導を担当する。

第16条 教室は、当該教室が指導等を担当する学生に係る課程修了の認定に関する原案の作成を行う。

第17条 教室は、当該教室のカリキュラム作成、時間割の編成・運営及び入学試験等の業務を行う。

2 前項の業務を行うに当たっては、関連分野の協力を得ることができる。

第18条 教室構成員は、課程共通科目、専攻必修科目及び専攻選択科目Aの授業科目を担当する。

2 前項の規定にかかわらず、別表第4の関連分野名の左欄に記載された関連分野は、構成分野に準ずる責任を負って授業を担当する。

第19条 教室構成員が4人以下の教室は、他の教室の授業科目を必修科目等として開設することができる。

（卒業研究の指導及び審査）

第20条 卒業研究の指導及び審査は、当該教室構成員が担当する。

2 前項の規定にかかわらず、構成分野及び別表第4の関連分野名の右欄に記載された関連分野に所属する教員は、卒業研究の指導及び審査を担当することができる。

3 教室は、必要に応じて、前2項に規定する教員以外の教員に、卒業研究の指導を依頼することができる。ただし、卒業研究の審査は、卒業研究の指導を依頼された教員の意見を踏まえ、当該教室構成員が行う。

（その他）

第21条 学系及び群の運営についての細則は、別に定める。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成17年10月6日から施行する。

〔省略〕